

「3 女性の活躍を支援するための事業等（補助金等）」に関する意見

2012/10/24 山本隆司

0 以下では、男女共同参画社会の実現を目的とする事業・活動を助成する補助金についてではなく、より問題が複雑になる、他の一般の事業・活動等を助成する補助金の要件・効果における女性優遇の可能性について述べる。

1 受給できないことにより行為が事実上不可能ないし困難になるほど、強力な効果をもつ補助金を、女性を優遇して給付することは、男性の基本的人権の侵害にあたり許されない可能性がある。許されるのは、補助金の交付決定にあたり女性に対する構造的な不利益取扱いがある場合に、それを埋め合わせる措置のみである。こうした点は、前回議論した、公務員の任用における女性優遇措置の許容性の問題と、同様に考えられる。ただし、これほど強力な効果をもつ補助金は、現実にはあまり考えられない（巨額を要する研究の助成対象を女性に限定する場合？）。

2 1のような効果まではもたない通常の補助金については、社会構造的な要因により女性の進出が阻害されている社会分野において、女性の活躍を促進し、人材の多様性の増加により社会の活性化を図る目的で、女性優遇措置をとることは、一般論としては男性に対する憲法上の権利の侵害にあたらない。しかし、より具体的に分析した場合に、補助金交付の基準が合理性を欠いていれば、男性に対する平等取扱い原則違反となり、また、国・地方公共団体の財政支出に求められる公正性・公益性・必要性・効率性（補助金適正化法3条1項、地方財政法4条1項、地方自治法232条の2等）を欠くことになる。

3 2の意味で、女性を優遇する補助金交付の基準の合理性が否定される可能性が高いのは、当該補助金の基本的な目的ないし基本的な交付基準と、女性支援の目的ないしそれを実現するための交付基準とが、①適合せず接合できない場合、または、②相互に効果を打ち消し合うおそれが高い場合である。こうした場合にあらなければ、女性を優遇する補助金交付の基準は、合理性を肯定できる可能性が高い。

4 あくまで大まかな類型化にとどまるが、社会保障に関わる補助金で、女性の社会的ハンディキャップを補償する目的をもたないものは、3①の場合にあたることが多い。義務的補助金は、これにあたり、女性優遇措置が認められないことが多いと考えられる。3②の場合にあたるものとしては、いわゆる社会的規制に代替しそれを柔軟化する機能をもつ補助金が挙げられる（例えば、環境負荷の小さい設備への転換を促進するための補助金を、女性事業者に対しては要件を緩和して支給する場合？）。3②の場合に認められるのは、補助金交付の基本的な基準によると男性申請者と女性申請者とが同等と評価

される場合に、女性を優遇する措置に限られよう。

5 これに対し、産業振興や研究助成を目的とする補助金は、女性の進出が阻害されている社会分野においては、女性を支援して当該分野を活性化させるという目的を接合させることが可能であり、また、女性優遇措置をとっても、必ずしも補助金の基本的な目的・交付基準との間で効果を打ち消し合わないと考えられる。つまり、女性優遇措置（の合理性）が基本的に認められる。以上4・5は、女性優遇措置の許容性のいわば定性的な判断基準である。

6 ただし、5の目的の補助金に関しても、女性優遇のためにとられる具体的な措置によっては、補助金の基本的な目的ないし基本的な交付基準の効果を打ち消すために、（合理性が）認められない措置もあると考えられる。つまり、女性に対し、当該分野において女性の社会進出が現実には妨げられている程度を超えるほどの優遇措置をとること、補助金の基本的な目的を損なうほど補助金の交付要件を緩和すること、および、補助金の基本的な目的を実現する上で必要な範囲を超えて補助金の支給額を加算することは、合理性が否定される。補助金交付にあたり、対象を女性に限定すること、女性優先枠を設けること、および、女性の評点を加算することも、その結果として以上のように度を超える事態になる蓋然性が高ければ、やはり合理性が否定される。以上が、女性優遇措置の許容性のいわば定量的な判断基準である。

しかし、この判断基準により否定される措置は、かなり極端なものに限られるから、女性優遇措置を認める余地は大きいと考えられる。

7 法令との関係について。義務的補助金の根拠となる法令は、通常の場合、所管行政庁が当該法令の定める趣旨目的以外の要素を考慮する裁量を認めていない。したがって、当該法令が社会での女性の活躍の促進を趣旨目的に含んでいなければ、義務的補助金について女性優遇措置をとることは「他事考慮」として違法になる。しかし、他の補助金（奨励的補助金）について定める法令は、通常、様々な要素を考慮・衡量する裁量を所管行政庁に認める概括的な規定になっている。したがって、1～6で述べた基準から判断して、所管行政庁が社会での女性の活躍の促進という要素を考慮すべきでないのに考慮した（他事考慮）、あるいは過度に重視したために、裁量権の逸脱濫用にあたるのでない限り、奨励的補助金に関する女性優遇措置は認められる。

男女共同参画社会基本法は、男女共同参画の促進を、分野横断的な政策目標として定めている。しかし、補助金交付について個別の法令の定めがある場合、男女共同参画の促進を（どの範囲で）考慮できるかは、上に述べたように、それぞれの個別法令の解釈により判断される。もっとも、多くの補助金交付は、個別法令の定めなしに、予算措置のみにより行われている（補助金適正化法は、基本的に会計手続の定めであり、補助金の交付基準の具体的内容を定めてはいない）。